

社会的養護自立支援拠点事業業務委託仕様書

1 目的

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法第66号)により、「社会的養護自立支援拠点事業」として新たに創設され、措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことが都道府県の業務として位置づけられた。

「社会的養護自立支援拠点事業実施要綱(令和6年3月30日付けこ支家第183号こども家庭庁支援局長通知)」及び「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン(令和6年3月30日付けこ支家第186号こども家庭庁支援局長通知)」に基づき、社会的養護自立支援拠点事業を実施し、県内児童養護施設及び里親等と連携し、措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかつた者等(以下「社会的養護経験者等」という。)の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うこと等により将来の自立に結びつけることを目的とする。

2 対象者

- ① 本事業の対象者は、次のいずれかに該当する者であって、県が支援を行うことが必要と判断した者とする。
- ・ 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
 - ・ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設への措置を解除された者
 - ・ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
 - ・ 児童自立生活援助の実施を解除された者
 - ・ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 33 条第1項又は第 2 項の規定により一時保護が行われていた者
 - ・ 法第 26 条第1項第2号又は第 27 条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
 - ・ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかつた者等であつて、社会的養護自立支援拠点事業所(以下「事業所」という。)において支援が必要と認める者
- ② また、次のいずれかに該当する者であつて、県が支援を行うことが必要と判断した者も対象とする。
- ・ 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親へ委託されている者
 - ・ 児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ入所措置されている者
 - ・ 母子生活支援施設における保護を受けている者
 - ・ 児童自立生活援助の実施をされている者

3 実施体制

- ① 本事業の実施に当たっては、支援コーディネーター(管理者)を1名、生活相談支援員及び就労相談支援員を各1名以上配置すること。
- ② 支援コーディネーター(管理者)は、事業所の適切な運営を管理するほか、対象者の将来の自立に向けて、支援計画の策定やその他支援全体を統括する者であり、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
 - イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に通算5年以上従事した者
 - ウ 県が、ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者
- ③ 生活相談支援員は、居住、家庭、交友関係、将来に係る不安等に関する相談その他必要に応じた適切な支援を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)
第43条各号のいずれかに該当する者(児童指導員の資格を有する者)
 - イ 県が、アに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者
- ④ 就労相談支援員は、適切な相談・助言や情報の提供等により就労相談その他必要な支援を行う者であって、県が適当と認める者とする。

4 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間

契約の日から令和9年3月31日(水)まで

(2) 委託業務の主な内容

- ① 相互交流の場の提供
- ② 支援計画の策定及び進捗管理
- ③ 相談支援

(3) 開設時間及び休業日

- ① 平日8時30分から17時15分までとする
- ② 休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までとする。
- ③ 受託者は、あらかじめ県の承認を得て、開設時間を変更し、または臨時に休業し、もしくは休業日に業務を行うことができる。

5 実施場所

三重県社会福祉会館内に県が指定する場所を事業の実施場所とし、以下の設備を設けること。ただし、(3)については、事業所が別途、相互交流の場として提供する場所にあっては、この限りではない。(「6委託業務内容(1)①提供する場所の選定方法」参照)

- (1)事務スペース
- (2)相談スペース
- (3)対象者が相互交流できる設備
- (4)その他、事業を実施するために必要な設備

6 委託業務内容

以下、(1)～(3)を実施することとし、支援内容、広報、年間スケジュール等を提案のうえ、提案内容をもとに契約後に県と協議のうえ詳細を決定することとする。

なお、運営にかかる人件費のほか、旅費、会場費等、その他本事業の実施にかかる一切の費用を委託費に含むこととする。

(1) 相互交流の場の提供

① 提供する場所の選定方法

相互交流の場の提供にあたっては、「5実施場所」として、県が指定する場所のほか、事業所が別途相互交流の場を提供する場合は、対象者が意見交換や情報交換、自助グループ活動等を気軽に行うことができる場を提供するものとし、公共交通機関のアクセス等の利便性に適した場所とすること。

② 実施方法

- ・相互交流の場が、対象者にとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場となるよう努めるとともに、対象者同士のトラブル等を防止するため、利用における遵守事項や管理体制についてあらかじめ定め、対象者へ周知すること。
- ・また、事業者が主催する交流イベント等を月1回以上開催し、対象者に相互交流する機会を設けること。
- ・なお、場の提供時間内については、職員1名以上が常駐していること。
- ・参加者の飲食に関する費用は委託料に含めないこと。

③ アンケートの実施・集計

- ・イベント終了後には、参加者へのアンケートを実施することとし、内容については、事前に県と協議のうえ決定することとする。
- ・アンケート結果は集計のうえ、県が指定する期日までに提出すること。

(2) 支援計画の策定

① 支援計画を策定する対象者について

- ・生活や就労等に困難な課題を抱えており、本事業における継続的な支援が必要であると認められる者。

② 支援計画策定にかかる留意点

- ・対象者の現在の心身や生活の状況、就学、就労状況等、必要な情報を収集し、支援上の課題等について丁寧なアセスメントを行い、対象者の意向を十分に聴きとった上で、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容や方法などを定めること。なお、対象者に対しては、事前に計画の内容を十分に説明し、対象者が主体的に取り組めるよう配慮すること。
- ・対象者が以前に在籍していた施設等における自立支援計画や、児童自立生活援助事業における自立支援計画がある場合には、社会的養護自立支援拠点事業における支援計画が当該計画と整合が図られるよう、児童養護施設等や児童自立生活援

助事業所、対象者と十分な連携及び調整を行うこと。

- ・ 必要に応じて児童相談所や市町（こども家庭センターを含む。）、児童養護施設、医療機関、就業支援機関等の関係機関の意見を踏まえて策定すること。
- ・ 対象者の生活状況等に変化が生じた場合には、変化の状況に応じて速やかに支援計画を見直すとともに、必要に応じて関係機関とも共有すること。
- ・ 支援計画の策定の有無にかかわらず、生活上の問題と求職上の問題は密接に関係することから、生活相談支援員と就労相談支援員が連携するのみならず、支援コーディネーター（管理者）を含め、対象者に必要な支援を適切に行うこと。

③ 支援計画の項目

ア 全ての対象者に記載する項目例

・ 対象者の基本情報

策定年月日、策定者氏名、対象者の氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号、メールアドレス、住所、家族構成、社会的養護経験の有無、事業所に来た経緯など

・ 支援計画策定の際の基本項目

対象者の現状、家庭の現状、地域（所属機関や支援機関等）の現状、対象者の意向、家庭の意向、地域（所属機関や支援機関等）の意見、支援方針、支援の際の連携機関、課題、目標及び目標に向けての今後の取組

・ 相談支援の経過情報

相談概要、対象者本人の現状、対象者の意向、支援方法、相談支援経過など

イ 対象者に応じて記載する項目例

・ 対象者の状況に応じて必要により追加する項目

生活面、健康面、就学・就労面、金銭面等に関する事項など

④ 支援計画の保管方法

・ 策定した支援計画は、支援終了後、5年間は適切に管理・保管すること。

⑤ アンケートの実施・集計

・ 支援計画を策定し、当該支援を終了した場合は、対象者が支援の内容について評価を行うことができるアンケートを実施することとし、内容については、事前に県と協議のうえ決定することとする。

・ アンケート結果は集計のうえ、県が指定する期日までに提出すること。

（3）相談支援

① 実施方法

- ・ 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題や、求職上の問題等について相談に応じ、必要に応じて他の関係機関と連携する等により支援を行うこと。
- ・ 電話やメール、SNS 等による相談など、対象者が相談しやすい環境づくりを行うとともに SNS 等を活用したプッシュ型の情報発信に努めること。
- ・ 通所型による支援のほか、アウトリーチ型支援（訪問支援）についても、必要に応じて実施すること。

- ・相談を受けた際には、単に情報提供や助言等を行うだけではなく、医療機関の受診、就労支援機関の利用、行政手続等への同行支援など、対象者のニーズに応じた適切な支援を行うこと。
- ② 相談記録の保管方法
- ・対象者に係る基礎的事項、相談内容及び支援状況等を記録するとともに、支援終了後5年間は、適切に管理・保管すること。
- ③ アンケートの実施・集計
- ・相談支援を行った場合は、相談支援に係るアンケートを実施することとし、内容については、事前に県と協議のうえ決定することとする。ただし、アンケートについては、対象者が抱える問題等、心理的負担を考慮したうえで実施しないこととすることもできる。
 - ・アンケート結果は集計のうえ、県が指定する期日までに提出すること。

7 契約条件

(1) 委託業務名 社会的養護自立支援拠点事業業務委託

(2) 委託期間 契約日から令和9年3月31日(水)まで

(3) 履行場所 三重県社会福祉会館(三重県津市桜橋2丁目131)他

(4) 本契約における提出物について

契約後、速やかに児童福祉法第34の7の2第2項に定める届出及び拠点事業所の利用に係る運用ルール(遵守事項)を定めたものを提出すること。

なお、本仕様書6(1)(2)(3)に係る提出物とその時期については以下のとおりとする。ただし、3月分は、3月31日を提出期限とする。

① 本仕様書6(1)

- ・相互交流する機会の企画に係る資料について、開催日の1か月前までに提出すること。
- ・各月ごとに相互交流の場を利用した人数をまとめたもの及びアンケート結果を翌月10日までに県へ報告すること。

② 本仕様書6(2)

- ・各月ごとに策定した支援計画及びアンケート結果を翌月10日までに県へ報告すること。

③ 本仕様書6(3)

- ・各月ごとに相談件数及びアンケート結果を翌月10日までに県へ報告すること。

(5) 成果品

本仕様書6(1)(2)(3)の年間を通じて、課題等をまとめた実績報告書及び事業利用者に実施したアンケート結果について分析したものを提出すること。

(6) 納入期限 令和9年3月31日(水)15:00まで

(7) 検査日時 令和9年3月31日(水)

8 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 児童相談支援課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下「更生(再生)手続き中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、同規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続き中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の100に相当する金額とする。
- (4) 契約事務は、三重県子ども・福祉部 児童相談支援課において行う。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

10 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

11 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

- ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

14 その他

- ・ 委託業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、業務の一部を再委託する場合は、その必要性等について、県と協議のうえ、承諾を得ること。なお、再委託にかかる費用の総額は、契約額の二分の一の額を超えてはならない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 受託者は、本業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じてユニバーサルデザインの観点でチラシ等のデザイン作成を行うこと。
- ・ 本業務により発生した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって甲に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 本業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- ・ 業務委託料の支払いについては、開設準備費、人件費及び事業費として、4月に契約金額の3割(1円未満の端数は切り捨てるものとする。以下同じ。)、7月に2割、10月に2割及び1月に2割を請求に基づき前払いすることとし、残額は当該業務の検査後に支払うものとする。
- ・ 設備備品等について、購入し又は調達した設備備品等の所有権は、県に帰属するものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と県が協議のうえ、決定することとする。

15 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 児童相談支援課 担当:田口
TEL:059-224-2760 FAX:059-228-2085
E-mail:jidoucen@pref.mie.lg.jp